

令和5年度 社会福祉法人きまもり会 事業計画

1 きまもり会の法人理念

社会福祉法人きまもり会は、

- 障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の一員として幸せに暮らしていけるような地域づくりを目指します。
- 利用者の皆様が安心して市民生活を送るために、一人ひとりの立場に立った支援を行なっていきます。

2 活動指針

(1) 支援の基本姿勢は利用者本位で行う

支援者は人権の尊重を基本とし、利用者本人をよく観て、よく理解し、利用者が安心して暮らせるよう支援していく。

(2) 事業は開放的に運営する

事業・財務・人事等の情報を常に開示し、利用者およびその家族・職員・市民の主体的参加のもとに、透明性をもって公正・公平な事業運営を行なう。

(3) 家族と共に活動する

利用者の安心と心の豊かさを支えるご家族と協力しながら相互扶助態勢に取り組む。

(4) 地域福祉の拠点としての事業所運営

事業所は、利用者の自立をめざした支援を行なうと共に、その地域生活や社会活動を支援し、他機関とも積極的に連携し、地域のさまざまなニーズに対応する福祉の拠点として運営していく。

3 運営方針

(1) きまもり会の法人理念に基づいた地域啓発活動

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の一員として幸せな人生を送れるよう、各種イベントへの参加、自立支援協議会等への参加、事業所の地域開放などにより地域の方々との交流を深めていく。

(2) 職員の資質向上を図る

事業所における日々の実践を通して、職員一人ひとりが人権擁護、差別・虐待の防止の視点に立ち、知識・技能の向上を図り、個別支援計画をもとにした支援を行う。

年2回の法人内研修において職員の資質向上を図ると共に、他法人とも連携し合同研修等も企画していく。

また、対外研修への積極的参加の奨励および資格取得のための一部助成などを行なっていく。

(3) 利用者の将来を見据えた支援体制作り

保護者の高齢化が進み利用者の将来に不安を抱えている保護者も増えてきており、親亡き後より親在るうちに利用者の生活設計を考えていく。

利用者および保護者の意向を尊重し、行政や他の福祉サービスの情報提供を行ない、保護者と協同しながら必要なサービスの創設も視野に入れて支援していく。

(4) 事業経営の安定を図る

近年の新型コロナウイルス感染症含め、障害者福祉の施策の動向はめまぐるしく、燃料費・材料費等価格高騰など、今後の事業経営にどのように影響していくかは不透明であるが、法人の役員・職員はもとより、関係者全員が施策の動向に柔軟に対応し、社会福祉法人の経営指標に照らし合わせながら協力して経営の安定を図っていく。

(5) 新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の類型変更にかかわらず、季節性インフルエンザ、胃腸風邪等、事業所内で蔓延する可能性のある感染症等については、従来通り感染対策を行うとともに、引き続き利用者個々人の健康管理をおこなっていく。

4 中期事業計画

(1) 愛歩（障害福祉サービス／生活介護）

- パン工房では、安定した製造・販売の充実を図るとともに、新たな顧客の販売網を広げていけるよう、出張販売や各種イベントへの参加、また新たな商品開発を行いそれらを含め、ホームページをはじめ SNS などを活用して情報発信を行っていく。
- 各種軽作業をはじめ余暇等については、各利用者が自身に見合った活動を見つけ、継続できるような支援を行なっていく。また、障害特性・年齢等を考慮した活動の充実を図る。
- 特別支援学校等からの体験実習の希望にも積極的に応え、新規の利用はもとより、利用者の将来を考えて様々な助言・体験の機会の提供を行うことのできる事業所としての機能を充実させたい。
- 居室確保事業の登録事業所として、地域生活支援拠点のネットワークに参画していく。
- 一会作業所での活動を活性化するとともに、当地での新規事業所（生活介護及び就労継続支援、相談支援等）を視野に入れた土地もしくは建物等の情報を集めていき、新たな拠点となる事業を画策していく。

(2) モチロホーム（障害福祉サービス／共同生活援助）

- 世話人・居宅介護事業者及び愛歩との連絡・連携をより緊密に行っていく。
- 利用者の緊急時の対応などを見据え、既存のショートステイの利用が困難な場合などを想定し、ホームの空き部屋を活用して柔軟な対応を行っていく。
- 新規利用者増員のため、また新たなホーム建設を見据え、宿泊体験については日数を増やすなど可能な限り本年度も継続して行っていく。
- 次期のホーム建設に向けての土地探し及び規模の想定などを含め、保護者の活動・勉強会などに協力していくとともに、人材の発掘・育成などを積極的に行っていく。

(3) ヘルパーステーション一会（障害福祉サービス、老人居宅介護等事業）

- 社会福祉法人として、また日進市内最大規模の登録ヘルパーを有することもあり、利用者の要望に幅広くこたえ、利用者の地域生活、在宅生活を包括的に支えていくためにも居宅介護事業所（障害者支援）・訪問介護事業所（高齢者介護）の運営を柔軟かつ円滑に行っていく。

- 登録ヘルパーについては、年齢層が高くなってきており、また折からの人材不足もあり、引き続き人材の確保には注力するとともに職員の技能向上にも力を入れていく。
- モチロホームにおける外部サービス受託事業者として、モチロホームはもとより愛歩とも連絡・連携を密に行う。

(4) 相談支援事業所の開設

- 日進市内の相談支援事業所が少ないこともあり、相談支援に従事できる職員の育成を行うためにも様々な会議の場にも積極的に参加を促していく。
- 日進市障害者相談支援センターとの連携をより密にし、相談員育成のための協力体制を築く。

(5) 就労系事業所の開設

- 利用者の多様なニーズにこたえていくため、新規事業所の開設を検討するにあたり、就労系事業所を併設した多機能型の事業所としても検討していく。

(6) 入浴設備などを伴った新たな生活介護事業所の開設

- 近年の愛歩内での利用者の高齢化及び障害の重症化、加えて保護者の高齢化を踏まえ、以前より需要のあった入浴設備を伴った心身重度障害者対応の事業所の開設を視野に入れた検討をする。
- 就労系事業等も併せた多機能型・共生型事業所として地域のニーズに沿った検討を行っていく。

5 令和5年度事業の概要

(1) 社会福祉事業

〈第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業および老人居宅介護等事業〉

ア 愛歩〈生活介護事業〉(定員40名)の経営

主たる事業所(愛歩)日進市蟹甲町(定員30名)

従たる事業所(一会作業所)名古屋市天白区(定員10名)

イ モチロホーム〈共同生活援助事業〉(定員6名)の経営

日進市赤池町

ウ ヘルパーステーション一会〈居宅介護、重度訪問介護、同行援護〉の経営

日進市蟹甲町

エ ヘルパーステーション一会〈移動支援事業〉の経営

日進市蟹甲町

オ ヘルパーステーション一会〈訪問介護事業〉の経営

日進市蟹甲町

カ ヘルパーステーション一会〈訪問型サービスA事業・予防訪問介護相当サービス〉の経営

日進市蟹甲町

キ ヘルパーステーション一会〈プラスワンサービス〉の経営

日進市蟹甲町

(2) 公益を目的とする事業

ア 愛歩〈日中一時支援事業〉

(日進市・みよし市:各定員5名)の経営

日進市蟹甲町

イ 地域啓発

- ・日進市が実施する行事への参加
- ・(株)アイシン試作部ボランティアが実施される行事への参加
- ・(株)SOKEN 及び(株)DENSO へのパン販売を通じ、企業等への啓発

を図っていく。

- ・日進市障害者福祉センターが実施する行事への参加
- ・あゆみまつりの開催
- ・日進市障害者自立支援協議会及び専門部会への参加
- ・日進市高齢者虐待及び障害者虐待防止ネットワーク会議への参加
- ・日進市特別支援教育連携協議会への参加
- ・日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会への参加
- ・事業所の地域開放
- ・市内各関係団体主催の各行事への参加・協力
- ・障害者虐待防止法及び障害者差別解消法等の周知、啓発

ウ 保護者会活動への協力

愛歩利用者の幸せを願って組織されたあゆみ協力会（利用者の保護者で組織）と、相互に助け合い常に情報交換を行なっていく。

(3) 職員研修

ア 法人職員全体研修

- ・年2回開催。直接支援に関わる事例検討及び障害者虐待防止法、障害者差別解消法などの周知、理解。
- ・職員間で共通認識が持てるよう研修を実施していく。リスクマネジメントとして、外部講師の招聘を積極的に行う。また、緊急時対応などを想定し、救急救命講習を開催する。
- ・他法人との合同研修なども企画し、日進市の障害福祉サービス及び職員の資質向上について協働して取り組んでいく。

イ 外部研修への積極的な参加

知的障害者福祉協会、社会福祉協議会等が開催する研究大会・研修会などへ積極的に職員を派遣する。

ウ 自主研修の奨励

常勤職員を対象に、自主的に参加する研修について積極的に派遣、助成を行う。

エ 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等の資格取得の奨励

職員が職務に関連する資格の取得を奨励し助成を行うなどの支援を行う。

6 法人役員

評議員		青山雅道 成岡哲郎 堀 智之 田中祐三 福岡 隆 志水佳三 松田正子 山本葉子
法人役員	監 事	山田達巳 安部今日子
	理事長	田中八隆
	理 事	山田誠子 山本文次
		松本祥明（ヘルパーステーション一會管理者）
		武田昌也（法人会計等担当者）
	業務執行理事	興梶精視（愛歩施設長・モチロホーム管理者）

※評議員の任期は、令和6年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで。

※法人役員の任期については、令和4年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで。